

## 日本放送協会定款変更 新旧対照表

※下線部は、変更しようとする部分

現行	変更案（施行日 1）	変更案（施行日 2）
<p>(業務)</p> <p><b>第 4 条</b> (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p><b>【新設】</b></p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> 本協会は、第 2 項第 2 号又は第 3 号の業務（以下「インターネット活用業務」という。）を行おうとするときは、次に掲げる事項について実施基準を定め、総務大臣の認可を受ける。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>六 第 9 項の実施計画の実施の状況及びその評価に関する資料の作成及び公表に関する事項</p> <p>七 前号の規定による評価の結果も踏まえた第 1 1 項の規定に基づくインターネット活用業務の実施の状況の評価及び当該インターネット活用業務の改善に関する事項</p> <p>八 (略)</p> <p><u>7</u> 本協会は、インターネット活用業務を行うに当</p>	<p>(業務)</p> <p><b>第 4 条</b> (同左)</p> <p>2～3 (同左)</p> <p>4 本協会は、第 1 項第 1 号又は第 2 号の業務を行うに当たっては、<u>当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、他の放送事業者が放送法第 4 条第 2 項の責務にのっとり講ずる措置並びに他の特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者（電波法の規定により衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者を除く。）が放送法第 9 2 条の責務にのっとり講ずる措置の円滑な実施に必要な協力をするよう努める。</u></p> <p><u>5</u> (同左)</p> <p><u>6</u> (同左)</p> <p><u>7</u> 本協会は、第 2 項第 2 号又は第 3 号の業務（以下「インターネット活用業務」という。）を行おうとするときは、次に掲げる事項について実施基準を定め、総務大臣の認可を受ける。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>一～四 (同左)</p> <p>五 (同左)</p> <p>ア～エ (同左)</p> <p>六 第 1 0 項の実施計画の実施の状況及びその評価に関する資料の作成及び公表に関する事項</p> <p>七 前号の規定による評価の結果も踏まえた第 1 2 項の規定に基づくインターネット活用業務の実施の状況の評価及び当該インターネット活用業務の改善に関する事項</p> <p>八 (同左)</p> <p><u>8</u> 本協会は、インターネット活用業務を行うに当</p>	

<p>たつては、<u>第6項</u>の認可を受けた実施基準に定めるところに従う。</p> <p><u>8</u> 本協会は、<u>第6項</u>の認可を受けたときは、遅滞なく、その実施基準を公表する。</p> <p><u>9</u> 本協会は、インターネット活用業務を行うに当たっては、<u>第6項</u>の認可を受けた実施基準に基づき、<u>放送法第20条第13項</u>に基づく総務省令で定めるところにより、毎事業年度の当該業務の実施計画を定め、当該事業年度の開始前に、これを総務大臣に届け出るとともに、公表する。これを<u>変更するときも、同様とする。</u></p> <p><u>10</u> (略)</p> <p><u>11</u> (略)</p> <p><u>(出資)</u></p> <p><b>第5条</b> 本協会は、<u>第52条第1項</u>に規定する子会社（本協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の本協会がその経営を支配している法人として、<u>放送法第21条</u>に基づく総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）に対して出資する場合のほか、前条第1項又は第2項の業務を遂行するために必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、<u>放送法第22条</u>に定める者に出資する。</p> <p><b>【新設】</b></p> <p><b>【新設】</b></p>	<p>たつては、<u>第7項</u>の認可を受けた実施基準に定めるところに従う。</p> <p><u>9</u> 本協会は、<u>第7項</u>の認可を受けたときは、遅滞なく、その実施基準を公表する。</p> <p><u>10</u> 本協会は、インターネット活用業務を行うに当たっては、<u>第7項</u>の認可を受けた実施基準に基づき、<u>放送法第20条第14項</u>に基づく総務省令で定めるところにより、毎事業年度の当該業務の実施計画を定め、当該事業年度の開始前に、これを総務大臣に届け出るとともに、公表する。これを<u>変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p><u>11</u> (同左)</p> <p><u>12</u> (同左)</p> <p><u>(出資等)</u></p> <p><b>第5条</b> 本協会は、<u>第52条第1項</u>に規定する子会社（本協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の本協会がその経営を支配している法人として、<u>放送法第21条</u>に基づく総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）に対して出資する場合のほか、前条第1項又は第2項の業務を遂行するために必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、<u>放送法第22条各号</u>に掲げる者に出資する。</p> <p><u>2</u> 本協会は、前項の場合のほか、<u>本協会及びその子会社から成る集団の業務の効率的な遂行を確保するために必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、関連事業持株会社（その定款で<u>放送法第22条の2各号</u>に掲げる事項を定める会社をいう。以下同じ。）に出資する。この場合において、本協会は、当該出資をしている間、当該出資をした者を関連事業持株会社たる子会社として保有する。</u></p> <p><u>3</u> 本協会は、前項の認可を受け、又は受けようと</p>	
---	--	--

<p>(中期経営計画)  <b>第6条</b> (略)  2 中期経営計画には、次に掲げる事項を記載する。  一 中期経営計画の期間(前項の期間の範囲内で経営委員会が定める期間をいう。)</p> <p>二～七 (略)</p> <p>(経営委員会の権限等)  <b>第15条</b> 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。  一 次に掲げる事項の議決  ア～ス (略)  セ 第4条第6項に規定する実施基準及び同条第9項に規定する実施計画  ソ～ナ (略)  ニ 第4条第5項の総務大臣の認可を受けて行う協定の締結及び変更  ヌ 第4条第5項の総務大臣の認可を受けて行う業務  ネ 第5条の総務大臣の認可を受けて行う出資</p> <p><b>【新設】</b>  ノ (略)  ハ (略)  ヒ アからハまでに掲げるもののほか、これらに類するものとして経営委員会が認めた事項  ニ (略)</p>	<p>するときは、関連事業持株会社と共同して、<u>放送法第22条の3第1項に基づく総務省令で定めるところにより、当該関連事業持株会社の出資に関する計画(以下「関連事業出資計画」という。)を作成し、これを総務大臣に提出して、その関連事業出資計画が適当である旨の認定を受ける。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>(経営委員会の権限等)  <b>第15条</b> 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。  一 次に掲げる事項の議決  ア～ス (同左)  セ 第4条第7項に規定する実施基準及び同条第10項に規定する実施計画  ソ～ナ (同左)  ニ 第4条第6項の総務大臣の認可を受けて行う協定の締結及び変更  ヌ 第4条第6項の総務大臣の認可を受けて行う業務  ネ 第5条第1項又は第2項の総務大臣の認可を受けて行う出資  ノ <u>関連事業出資計画</u>  ハ (同左)  ヒ (同左)  フ アからヒまでに掲げるもののほか、これらに類するものとして経営委員会が認めた事項  ニ (同左)</p>	<p>(中期経営計画)  <b>第6条</b> (同左)  2 中期経営計画には、次に掲げる事項を記載する。  一 中期経営計画の期間(前項の期間の範囲内で経営委員会が定める期間をいう。<u>第83条第3項及び第5項第2号において同じ。</u>)  二～七 (同左)</p>
---	---	---

<p>2～4 (略)</p> <p><b>第53条</b> 本協会は、第4条第4項の規定によるテレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送（前条第2項の規定による子会社への放送番組の制作の委託を含む。）を行うに当たり、当該放送を実施するため特に必要があるときは、本協会以外の基幹放送事業者（放送大学学園を除く。第3項において同じ。）に対し、別途定める基準及び方法に従って、放送番組の編集上必要な資料の提供その他必要な協力を求める。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(受信料)</p> <p><b>第58条</b> 本協会は、放送法第64条第1項に基づき、本協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者から、別に定める<u>受信契約条項</u>に従い、受信料を徴収する。</p> <p>2 本協会は、総務大臣の認可を受けた<u>基準</u>によるのでなければ、受信契約を締結した者から徴収する受信料を免除しない。</p> <p>3 第1項の<u>受信契約条項</u>は、あらかじめ総務大臣の認可を受ける。</p>	<p>2～4 (同左)</p> <p><b>第53条</b> 本協会は、第4条第5項の規定によるテレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送（前条第2項の規定による子会社への放送番組の制作の委託を含む。）を行うに当たり、当該放送を実施するため特に必要があるときは、本協会以外の基幹放送事業者（放送大学学園を除く。第3項において同じ。）に対し、別途定める基準及び方法に従って、放送番組の編集上必要な資料の提供その他必要な協力を求める。</p> <p>2～4 (同左)</p> <p>(受信料)</p> <p><b>第58条</b> 本協会は、放送法第64条第1項に基づき、本協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者と<u>受信契約を締結し、別に定める受信契約の条項</u>に従い、受信料を徴収する。</p> <p>2 本協会は、総務大臣の認可を受けた<u>受信料の免除の基準</u>によるのでなければ、受信契約を締結した者から徴収する受信料を免除しない。</p> <p>3 第1項の<u>受信契約の条項</u>は、次に掲げる事項を定め、あらかじめ総務大臣の認可を受ける。これを<u>変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>一 <u>受信契約の単位に関する事項</u></p> <p>二 <u>受信契約の申込みの方法及び期限に関する事項</u>（放送法第64条第1項の特定受信設備の設置の日その他の当該申込みの際に本協会に対し通知すべき事項を含む。）</p> <p>三 <u>受信料の支払の時期及び方法に関する事項</u></p> <p>四 <u>次に掲げる場合において本協会が徴収することができる受信料の額及び割増金の額その他当該受信料及び当該割増金の徴収に関する事項</u></p> <p>ア <u>不正な手段により受信料の支払を免れた場合</u></p> <p>イ <u>正当な理由がなく第2号に規定する期限</u></p>	
---	---	--

<p>【新設】</p> <p>4 本協会の放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にその再放送をする放送は、これを本協会の放送とみなして<u>前三項</u>の規定を適用する。</p> <p><b>第59条</b> 前条第1項の受信料の<u>月額</u>は、国会が本協会の収支予算を承認することによって定めた額とする。ただし、第75条第1項に規定する場合には、前事業年度終了の日の<u>属する月の</u>受信料の<u>月額</u>とする。</p> <p>(支出の制限等)</p> <p><b>第82条</b> (略)</p> <p>2 本協会は、次に掲げる業務に係る経理については、放送法第73条第2項に基づく総務省令で定めるところにより、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて整理する。</p> <p>一 第4条第2項第2号及び第3号の業務</p> <p>二 (略)</p>	<p>までに受信契約の申込みをしなかった場合</p> <p><u>五 其他放送法第64条第3項第5号に基づく総務省令で定める事項</u></p> <p>4 前項第4号に規定する受信料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とし、同項第4号に規定する割増金の額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額に放送法第64条第4項に基づく総務省令で定める倍数を乗じて得た額を超えない額とする。</p> <p>一 前項第4号アに掲げる場合に該当する場合 支払を免れた受信料の額</p> <p>二 前項第4号イに掲げる場合に該当する場合 同項第2号に規定する期限が到来する日に受信契約を締結したとしたならば現に受信契約を締結した日の前日までに支払うべきこととなる受信料の額に相当する額</p> <p>5 本協会の放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にその再放送をする放送は、これを本協会の放送とみなして<u>前各項</u>の規定を適用する。</p> <p><b>第59条</b> 前条第1項の受信料の<u>額</u>は、国会が本協会の収支予算を承認することによって定めた額とする。ただし、第75条第1項に規定する場合には、前事業年度終了の日に<u>おける</u>受信料の<u>額</u>とする。</p>	<p>(支出の制限等)</p> <p><b>第82条</b> (同左)</p> <p>2 本協会は、次に掲げる業務に係る経理については、放送法第73条第2項に基づく総務省令で定めるところにより、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて整理する。</p> <p>一 第4条第2項第2号及び第3号の業務<u>(専ら受信料を財源とするものを除く。)</u></p> <p>二 (同左)</p>
--	--	---

【新設】

(還元目的積立金)

第83条 本協会は、毎事業年度の損益計算において第4条第1項及び第2項の業務（前条第2項第1号に掲げる業務を除く。）から生じた収支差額が零を上回るときは、当該上回る額のうち放送法第73条の2第1項に基づく総務省令で定めるところにより計算した額を還元目的積立金として積み立てる。

2 還元目的積立金は、本協会が次項の規定により収支予算を作成し国会の承認を受けた場合において当該収支予算に係る事業年度の損益計算において前項に規定する収支差額が零を下回るときに、当該下回る額を当該事業年度の予想収支差額（当該収支予算で定める当該収支差額が零を下回る場合における当該下回る額をいう。次項において同じ。）を限度として補う場合を除き、取り崩さない。ただし、総務大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

3 本協会は、中期経営計画の期間の最後の事業年度の前事業年度に係る収支差額の処理を行った後、還元目的積立金の額から当該最後の事業年度の予想収支差額を減じた額（第5項第2号において「予想積立額」という。）が零を上回るときは、当該中期経営計画の期間の次の中期経営計画の期間（同項において「還元実施期間」という。）の事業年度については、還元受信料額により受信料収入（本協会の受信料による収入をいう。同項において同じ。）の予想額を計算した収支予算を作成する。ただし、当該収支予算を作成しないことについて合理的な理由がある場合は、この限りでない。

4 前項ただし書に規定する場合において、同項に規定する収支予算を作成しないときにおける第74条第1項の規定の適用については、同条第1項中「中期経営計画」とあるのは、「中期経営計

<p>(放送債券)  <b>第83条</b> (略)</p> <p>(成立の時ににおける資産)  <b>第84条</b> (略)</p> <p>(残余財産の処分)  <b>第85条</b> (略)</p> <p><b>附 則</b></p> <p>(施行期日)  <b>第1条</b> この定款は、<u>放送法の一部を改正する法律(令和元年法律第23号)</u>(以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。</p> <p><b>第2条</b> この定款の第82条第2項の規定は、令和2年4月1日に開始する本協会の事業年度から適</p>	<p><b>附 則</b></p> <p>(施行期日)  <b>第1条</b> この定款は、<u>電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和4年法律第63号)</u>(以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。</p> <p><b>【削除】</b></p>	<p>画及び第83条第3項ただし書に規定する理由を記載した書類」とする。</p> <p>5 <u>第3項に規定する「還元受信料額」とは、還元実施期間の受信料収入の予想額の合計額が第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額を超えない額となるように計算した受信料の額をいう。</u></p> <p>二 <u>基準受信料額(還元実施期間において第1項に規定する業務に係る収入の予想額の合計額と当該業務に係る支出の予想額の合計額が同額となるように計算した受信料の額をいう。)</u>により計算した当該還元実施期間の受信料収入の予想額の合計額</p> <p>二 <u>当該還元実施期間の直前の中期経営計画の期間に計算した予想積立額</u></p> <p>(放送債券)  <b>第84条</b> (同左)</p> <p>(成立の時ににおける資産)  <b>第85条</b> (同左)</p> <p>(残余財産の処分)  <b>第86条</b> (同左)</p> <p><b>附 則</b></p> <p>(施行期日)  <b>第1条</b> この定款は、電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和4年法律第63号)(以下「改正法」という。)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。</p>
--	---	--

